

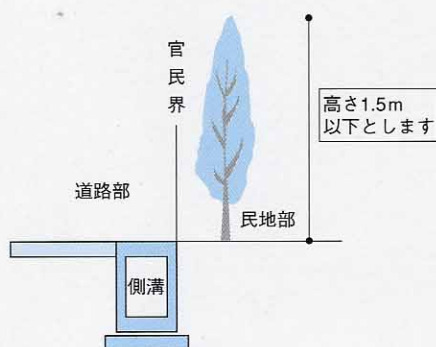
かき又はさくの構造の制限

地区全域において、次の目的からかき・さくの構造の制限を定めています。

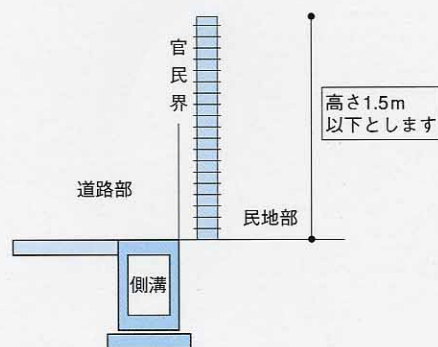
- 道路からの景観性向上及び視覚的な緑の確保を図るため。
- 震災時の倒壊防止（＝ブロック・石塀などの構造は、倒壊事故につながりやすいため）
- 主要内容
 - イ) 構造を生け垣、あるいはフェンス・鉄さく（透視可能な構造であること）とする。
 - ロ) 高さを一定に抑える。

高さの規定については、以下のとおりです。

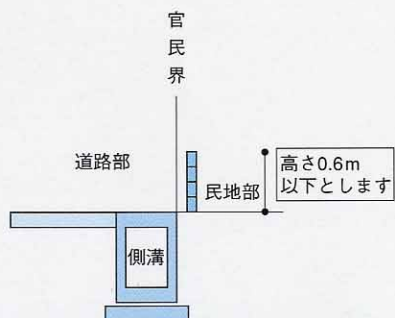
植栽（＝生け垣・樹木）



鉄さく・フェンス（透視可能）



石・ブロック類



石・ブロック類と生け垣等の複合形態

